

置貨物)において準用する場合を含む。)の規定により公売に付され、又は売却される場合(当該公売又は売却の際ににおける当該物品の所有者)。

四 関税法第九十七条第二項(税関職員以外の公務員による外国貨物の処分)の処分がある場合(次号及び第六号に掲げる場合を除く。)当該処分により当該物品を取得する者(政令で定める者を除く。)

五 関税法第一百八条第一項第一号(犯罪貨物の没収等)の規定に該当し、同号の犯罪貨物等として没収されない場合(当該貨物が税関長の指定する期間内に外国貨物として保税地域に入れられた場合を除く。)当該犯罪貨物等の所有者。

六 関税法第一百十八条第六項(犯罪貨物の没収等)の規定に該当する場合 同項に規定する犯人

七 関税法第一百三十四条第一項(領置物件又は差押物件の返還等)の規定により課税物品が還付される場合又は課税物品に係る同条第五項若しくは第六項に規定する代金が還付される場合 その還付を受けるべき者(内国消費税が納付されいないことを知らないで当該物品を持することとなつたと認められる者を除く。)

2 関税法第十四条の五(換価代金からの充当又は徴収の特例)及び第九十七条第四項(関税の賦課手続の調整)、同法第一百八条第七項(犯罪貨物等に係る関税の徴収)及び第一百三十四条第七項(領置物件に係る関税の徴収)において準用する場合を含む。)の規定は、前項の場合について準用する。

(輸入の許可前における引取り)

3 第九条 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に掲げる税額に相当する内国消費税を国に納付しなければならない。

一 第三項において準用する関税法第七条の十(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の規定による通知を受けた場合 同条の書面に記載された申告に係る納付すべき税額

二 当該物品の輸入の許可前に更正を受けた場合は、当該更正通知書に記載された納付すべき税額(当該物品についての第六条第一項又は第四項の申告に係る税額のうち未納のものを含む。)

三 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

2 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

3 第十条 関税法第五十六条第一項(保税工場の許可)又は第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)の規定により保税工場又は総合保税地域の許可を受けた者(保税工場又は総合保税地域の許可を受けた者)の保税工場に係る保税作業

4 第一条の規定に該当する製品で課税物品に該当した場合には、第一項に規定する指定された期間が経過した時に、当該物品は当該保税工場又は総合保税地域から同項に規定する指定された場所に移入されたものとみなし、当該物品を原料とした製品で課税物品に該当するものはその製造をした者がその場所で製造したものとみなして、消費税法等の規定を適用する。

5 前項の規定に該当する製品たる課税物品がその製造場から移出された場合には、政令で定めるところにより、当該移出につき課されるべき内国消費税額から当該物品の原料又は材料として消費又は使用した課税物品につき第三項の規定により徴収された、又は徴收されるべき内国消費税額(当該移出により課されるべき内国消費税以外の税目に属する内国消費税額を含まない。)に相当する金額を控除する。

(保税運送等の場合の免税)

6 第十一条 外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三条第一項(保税運送)若しくは第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定による承認(同項ただし項において同じ。)が、同法第六十一条第一項(保税工場における保税作業)(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)の規定による許可を受ける者がある場合には、その者を含む。第三項において同じ。)が、同法第六十一条第一項(保税工場における保税作業)(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)又は第一百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる等(同法第八十八条において準用する場合を含む。)又は第一百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる内国消費税については、国税通則法第三十六条第一項(納税の告知)の規定による納税の告知をすることが要しない。

7 (輸入の許可前における引取り)

8 第九条 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に掲げる税額に相当する内国消費税を国に納付しなければならない。

一 第三項において準用する関税法第七条の十(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の規定による通知を受けた場合は、当該更正通知書に記載された申告に係る納付すべき税額

二 当該物品の輸入の許可前に更正を受けた場合は、当該更正通知書に記載された納付すべき税額(当該物品についての第六条第一項又は第四項の申告に係る税額のうち未納のものを含む。)

三 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

4 第一条の規定に該当する製品で課税物品に該当した場合には、第一項に規定する指定された期間が経過した時に、当該物品は当該保税工場又は総合保税地域でない当該工場又は総合保税地域から同項に規定する指定された場所に移入されたものとみなして、消費税法等の規定を適用する。

5 前項の規定に該当する製品たる課税物品がその製造場から移出された場合には、政令で定めるところにより、当該移出につき課されるべき内国消費税額から当該物品の原料又は材料として消費又は使用した課税物品につき第三項の規定により徴収された、又は徴收されるべき内国消費税額(当該移出により課されるべき内国消費税以外の税目に属する内国消費税額を含まない。)に相当する金額を控除する。

(保税運送等の場合の免税)

6 第十二条 外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三条第一項(保税運送)若しくは第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定による承認(同項ただし項において同じ。)を受けて引き取られた者がある場合には、その者を含む。第三項において同じ。)が、同法第六十一条第一項(保税工場における保税作業)(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)の規定による許可を受ける者がある場合には、その者を含む。第三項において同じ。)が、同法第六十一条第一項(保税工場における保税作業)(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)又は第一百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる等(同法第八十八条において準用する場合を含む。)又は第一百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる内国消費税については、国税通則法第三十六条第一項(納税の告知)の規定による納税の告知をすることが要しない。

7 (輸入の許可前における引取り)

8 第九条 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に掲げる税額に相当する内国消費税を国に納付しなければならない。

一 第三項において準用する関税法第七条の十(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の規定による通知を受けた場合は、当該更正通知書に記載された申告に係る納付すべき税額

二 当該物品の輸入の許可前に更正を受けた場合は、当該更正通知書に記載された納付すべき税額(当該物品についての第六条第一項又は第四項の申告に係る税額のうち未納のものを含む。)

三 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

4 第一条の規定に該当する製品で課税物品に該当した場合には、第一項に規定する指定された期間が経過した時に、当該物品は当該保税工場又は総合保税地域でない当該工場又は総合保税地域から同項に規定する指定された場所に移入されたものとみなして、消費税法等の規定を適用する。

5 第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

6 第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

7 (輸入の許可前における引取り)

8 第九条 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に掲げる税額に相当する内国消費税を国に納付しなければならない。

一 第三項において準用する関税法第七条の十(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の規定による通知を受けた場合は、当該更正通知書に記載された申告に係る納付すべき税額

二 当該物品の輸入の許可前に更正を受けた場合は、当該更正通知書に記載された納付すべき税額(当該物品についての第六条第一項又は第四項の申告に係る税額のうち未納のものを含む。)

三 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

4 第一条の規定に該当する製品で課税物品に該当した場合には、第一項に規定する指定された期間が経過した時に、当該物品は当該保税工場又は総合保税地域でない当該工場又は総合保税地域から同項に規定する指定された場所に移入されたものとみなして、消費税法等の規定を適用する。

5 第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

6 第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

7 (輸入の許可前における引取り)

8 第九条 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

| |
|---|
| 三 第一項に規定する税関長への届出をした課税物品が関税法第六十五条の二第一項（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しない場合当該届出をした者（船用品又は機用品の積込み等の場合の免税） |
| 第十二条 関税法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）の規定による承認を受けて外国貨物である課税物品を同項に規定する船用品又は機用品として船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。 |
| 2 関税法第二十三条第一項の規定による承認を受けて外国貨物である原油等を同項に規定する船用品又は機用品として本邦の船舶又は航空機に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る石油石炭税を免除する。 |
| 4 関税法第七十五条（外国貨物の積みもどし）の規定により、外國貨物である課税物品を積みもどすため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。 |
| 5 第一項又は第二項に規定する承認を受けて引き取られた課税物品が、関税法第二十三条第四項の規定により指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込まれなかつたときは、税関長は、当該承認を受けた者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該船舶又は機用品を保税地域に入れた場合、灾害その他のやむを得ない理由により亡失した場合は、あらかじめ税關長の承認を受けて減却した場合は、この限りでない。 |

第十三条 次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの（関税が無税とされている物品については、当該物品に關税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。第三項において同じ。）を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。

一 関税定率法第十四条第一号から第三号まで、第三号の二（国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品に係る

| |
|---|
| る部分に限る。）、第三号若しくは第四号又は第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十七号又は第十八号（無条件免税）に掲げるもの（同条第十号に掲げる貨物にあつては、消費税法第七条第一項（輸出免税等）又は第八条第一項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）の規定により消費税の免除を受けたものを除く。） |
| 二 関税定率法第十五条第一項第二号から第五号の二まで、第九号又は第十号（特定用途免税）に掲げるもの（同号に掲げる貨物にあつては、その用途を勘案して政令で定めるものに限る。） |
| 三 関税定率法第十六条第一項各号（外交官用貨物等の免税）に掲げるもの |
| 四 関税定率法第十七条第一項各号（再輸出免税）に掲げるもの |
| 五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十号）第八条の七（経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）に規定する貨物（輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限る。） |
| 六号）第八条の七（経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）に規定する貨物（輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限る。） |

2 関税定率法第七条第三十項（相殺関税の還付）

一 関税定率法第七条第三十項（相殺関税の還付）

二 関税定率法第八条第十一号又は第三十三項（不当廉貴関税の還付）

三 関税定率法第九条第九項（暫定緊急関税の還付）

四 関税暫定措置法第七条の七第八項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）

五 関税暫定措置法第八条の七第八項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）

六号）第八条の七（経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）に規定する貨物（輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限る。）

| |
|--|
| 第一項（第一号及び第二号（関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。 |
| 第一項（第一号及び第二号（関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定による還付金について還付加算金（国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。）を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、関税定率法第七条第二十九項又は第八条第三十二項の規定による充當（国税通則法第五十七条第一項の規定による充當をいう。以下この項において同じ。）をする日（同日前に充當をすれば、この限りでない。）を以て充當する。 |
| 第一項（第一号及び第二号（関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定による還付金について還付加算金（国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。）を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、関税定率法第七条第二十九項又は第八条第三十二項の規定による充當（国税通則法第五十七条第一項の規定による充當をいう。以下この項において同じ。）をする日（同日前に充當をすれば、この限りでない。）を以て充當する。 |
| 第一項（第一号及び第二号（関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定による還付金について還付加算金（国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。）を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、関税定率法第七条第二十九項又は第八条第三十二項の規定による充當（国税通則法第五十七条第一項の規定による充當をいう。以下この項において同じ。）をする日（同日前に充當をすれば、この限りでない。）を以て充當する。 |
| 第一項（第一号及び第二号（関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定による還付金について還付加算金（国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。）を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、関税定率法第七条第二十九項又は第八条第三十二項の規定による充當（国税通則法第五十七条第一項の規定による充當をいう。以下この項において同じ。）をする日（同日前に充當をすれば、この限りでない。）を以て充當する。 |

2 輸入の許可を受けた課税物品で既に内国消費税が納付されたものが、輸入の許可後引き続き保税地域又は関税法第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税關長が指定した場所（第四項において「保税地域等」という。）に置かれている間に、灾害その他やむを得ない理由により滅失、又は変質し、若しくは損傷した場合には、政令で定めるところにより、その内国消費税の全部又は一部に相当する金額を還付することができる。

3 消費税法等の規定により内国消費税の納期限が延長された課税物品でその内国消費税が納付されないもののうち、当該課税物品に係る内国消費税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合に還付することができるところとなるもののについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その還付することができるところとなる内国消費税額に相当する金額をその納期限が延長された内国消費税額から減額することができる。この場合において、その減額された内国消費税額に相当する金額は同項の規定による還付があつたものとみなして、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

4 特例申告に係る課税物品が、輸入の許可後引き続き保税地域等に置かれており、かつ、当該課税物品に係る特例申告書が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合に

| |
|--|
| 第一項（第一号及び第二号（関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定による還付金について還付加算金（国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。）を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、関税定率法第七条第二十九項又は第八条第三十二項の規定による充當（国税通則法第五十七条第一項の規定による充當をいう。以下この項において同じ。）をする日（同日前に充當をすれば、この限りでない。）を以て充當する。 |

は、当該課税物品に係る特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税の全部又は一部に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。第二項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

（加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減）

第十五条の二 加工又は修繕のため本邦から輸出される、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超えて税関長が指定する期間）以内に輸入される課税物品（輸出の際に消費税の免除を受けていないもの（第十三条第一項第五号に掲げるものを除く。）に限るものとし、加工のためのものについては、本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限る。）については、政令で定めるところにより、当該課税物品に係る消費税の額に、当該課税物品を閑税定率法第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の輸入貨物とみなして計算される同條に規定する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その消費税を軽減することができる。（再輸出される課税物品に係る消費税の軽減）

第十五条の三 長期間にわたつて使用することができ、かつ、通常その輸入が貸借契約に基づき、又は請負契約の履行に関連して、本邦で一時的に使用するため行われる課税物品のうち政令で定めるもので輸入され、その輸入の許可の日から二年（その使用のできる期間が特に長期にわたる課税物品で政令で定めるものについては、五年以内において政令で定める期間）以内に輸出されるものについては、政令で定めることにより、その消費税を軽減することができる。

閑税率法第十八条第二項（再輸出減税）の規定は前項の規定により消費税を軽減する場合について、同条第三項の規定は前項の規定により消費税の軽減を受けた課税物品について、同条第四項の規定は前項の規定により消費税の軽減を受けた者について、それぞれ準用する。（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）

2

第十六条 保税工場又は総合保税地域における保税作業（保税法第五十六条规定第一項（保税工場の

許可）に規定する保税作業をいう。以下この条において同じ。）により、課税物品を課税物品以外の製品（当該課税物品を原料又は材料として製造された製品で、当該課税物品に課されるべき内国消費税以外の税目に属する内国消費税が課されるものを含む。）の原料又は材料として消

費し、又は使用する場合には、消費税法第四条第六項本文、揮発油税法第五条第二項又は石油ガス税法第五条第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。

保税工場又は総合保税地域における保税作業により、原油石炭税法第五条第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。この場合において、当該原油等を原料として製造された製品が閑税定率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号若しくは第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び石炭並びにこれら調製品、同表第二七一・一項に掲げる石油ガスその他ガス状炭化水素又は同表第二七一・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料及び石炭から製造したものに該当するときは、当該製品を石油石炭税法第三条（課税物件）に規定する石油製品又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素若しくは石炭とみなして、同法及びこの法律の規定を適用する。

保税工場又は総合保税地域において製造している製品につき外国から購入の申込みがあつた場合において、その申込みに係る納期内に当該保税工場又は総合保税地域において消費し、又は使用している外國貨物である課税物品（以下この項において「外貨原材料」という。）を原料又は材料として当該製品を製造して外国に向けて送り出すことが困難であることにつき、政令で定めるところにより、税関長の確認を受けた課税物品に係る内国消費税額が相当する金額の控除又は還付を受ける場合は、この限りでない。

消費税法等の規定により内国消費税の納付が延長された課税物品でその内国消費税が納付されていないもののうち、当該課税物品に係る内国消費税が納付されているものとのみなして前項の規定を適用した場合に還付することができることとなるものについては、その延長された内国消費税額をその納期限が延長された内国消費税額から減額することができる。この場合において、その減額された内国消費税額に相当する金額は同項本文の規定による還付があつたものとみなして、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

一 第一条の規定の適用を受けた課税物品を原料又は材料として製造した製品（政令で定めたものを除く。）又は閑税率法第十四条の二第一号（再輸入減税）の規定に該当するもの

は、当該課税物品の原料又は材料として消費され、又は使用された該課税済内貨原材料の数量（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造され、又は使用する外國貨物がなくなつたこと等により、其の規定を適用する。

（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）

6

保税工場又は総合保税地域における保税作業

れる場合には、当該課税済内貨原材料の数量のうち当該製品に対応するものとして政令で定められた数量として当該税関長の確認を受けた数量を限度として、当該製品を製造した者がその輸出（積戻しを含む。次項において同じ。）の許可の日から六月以内に保税地域から引き取る当該課税済内貨原材料と同種の外貨原材料に係る内国消費税を免除する。ただし、他の法律の規定により当該課税済内貨原材料に係る内国消費税額に相当する金額の控除又は還付を受ける場合は、この限りでない。

保税工場又は総合保税地域における保税作業により、内貨原材料又は材料として消費し、又は使用する保税工場又は総合保税地域で製造した製品（政令で定める製品で、当該製品の原料又は材料につき、当該製品に課される内国消費税と同一の税目の内国消費税が課税済みであるため、これらの規定が適用されたものを除く。）に規定の適用を受けた原油等を原

料として製造した製品で次項の規定の適用を受

けるもの以外のものを保稅地域から引き取り、又は保稅地域において消費（保稅工場又は総合保稅地域における保稅作業による原料としての消費を除く。）をする場合には、当該製品を引き取る者又は当該消費をする者が、その引取り又は当該消費の時に、当該製品の原料として消費した原油等を保稅地域から引き取るものとみなして、石油石炭税法及びこの法律の規定を適用する。ただし、当該製品が、第二項後段の規定により石油石炭税法第三条に規定する石油製品又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素若しくは石炭とみなされるものであり、かつ、第十二条第一項から第三項まで、第十三条第三項又は政令で定める他の法律の規定により石油石炭税の免除を受けて保稅地域から引き取られるためのものである場合には、この限りでない。

第二項前段の規定の適用を受けた原油等を原料として製造した製品で関稅法第五十八条の二（保稅作業による製品に係る納稅申告等の特例）（同法第六十二条の十五において準用する場合）（同法第六十二条の十五において同じ。）の規定の適用を受けるものについては、同法第五十八条の二の保稅工場の許可を受けた者又は保稅作業を総合保稅地域において行う者が、同条の規定による輸入の許可を受ける時に、当該製品の原料として消費した原油等を保稅地域から引き取るものとみなして、石油石炭税法及びこの法律の規定を適用する。

第一項又は第二項の規定に該当する消費又は使用をした者は、これらの規定に規定する消費又は使用をした課稅物品及び当該物品を原料又は材料として製造した製品の種類、数量又は価額その他政令で定める事項を記載した書類を、当該消費又は使用の日の属する月の翌月末日までに、当該保稅工場又は総合保稅地域の所在地の所轄税關長に提出しなければならない。

第一項又は第二項の規定に該当する消費若しくは使用をする者 第三項の規定による確認を受けた者又は第四項の税關長の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、当該原料又は材料として消費し、又は使用した課稅物品の消費又は使用並びに当該原料又は材料を消費し、又は使用して製造した製品の製造及び払出しに関する事實を帳簿に記載しなければならない。

第四項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

12 第一項又は第二項の規定に該当する消費若しくは使用をする者 第三項の規定による確認を受けた者又は第四項の税關長の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、当該原料又は材料として消費し、又は使用した課稅物品の消費又は使用並びに当該原料又は材料を消費し、又は使用して製造した製品の製造及び払出しに関する事實を帳簿に記載しなければならない。

第四項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

9 第七項から第九項までの規定により保稅地域から引き取るものとみなされる課稅物品又は原油等に係る課稅標準の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（保稅展示場等における使用等の特例）

10 第七項から第九項までの規定により保稅地域に入れた外國貨物を置くこと等の承認の承認を受けた者又は、消費稅法第二条第一項第十一号（定義）に規定する課稅貨物を使用する場合に関連して使用する場合に限り、政令で定めるところにより、その内國消費稅が納付されないもののうち、当該課稅物品に係る内國消費稅が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合に還付することができる。

（保稅展示場又は総合保稅地域において、関稅法第六十二条の三第一項（保稅展示場に入る外國貨物に係る手続）又は第六十二条の十（総合保稅地域に外國貨物を置くこと等の承認）の承認を受け、消費稅法第二条第一項第十一号（定義）に規定する課稅貨物を使用する場合（展示に関連して使用する場合に限り）には、同法第四条第六項本文（課稅の対象）の規定は、適用しない。

11 第七項から第九項までの規定により保稅地域に入れた前項の課稅貨物が、関稅法第六十二条の五（保稅展示場外における使用の許可）（同法第六十二条の十五（総合保稅地域）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による許可を受けて保稅展示場又は総合保稅地域以外の場所で使用される場合には、同法第六十二条の五の規定により指定された場所に出されている当該課稅貨物は、同条の規定により指定期間が満了するまでは、なお当該保稅展示場又は総合保稅地域にあるものとみなして、消費稅法及びこの法律の規定を適用する。

12 第七項から第九項までの規定により保稅地域に入れた外國貨物である課稅物品につき担保の提供を求めるときは、当該物品についてその内國消費稅の額に相当する金額の範囲内で、担保の提供を併せて求めなければならない。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付等）

13 第七項から第九項までの規定により保稅地域（関稅法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税關長が指定した場所を含む。以下この条において同じ。）に入れたもの（たばこ税法第十五条第一項（課稅済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付）の規定の適用を受けるものを除く。）である場合に限り、政令で定めるところにより、その内國消費稅額に相当する金額を還付することができる。

（保税展示場等における使用等の特例）

14 第十六条の二 保税展示場又は総合保稅地域において、関稅法第六十二条の三第一項（保稅展示場に入る外國貨物に係る手続）又は第六十二条の十（総合保稅地域に外國貨物を置くこと等の承認）の承認を受け、消費稅法第二条第一項第十一号（定義）に規定する課稅貨物を使用する場合に限り、政令で定めたところにより、その内國消費稅額に相当する金額を還付することができる。

15 第十六条の二 保税展示場又は総合保稅地域において、関稅法第六十二条の三第一項（保稅展示場に入る外國貨物に係る手續）又は第六十二条の十（総合保稅地域に外國貨物を置くこと等の承認）の承認を受け、消費稅法第二条第一項第十一号（定義）に規定する課稅貨物を使用する場合に限り、政令で定めたところにより、その内國消費稅額に相当する金額を還付することができる。

（保税展示場等における使用等の特例）

16 第十六条の三 内國消費稅を納付して輸入された課稅物品のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税關長に届け出たものであつて、その性質及び形状に変更を加えたもの（第一号又は第二号に掲げる物品にあつては、返送のため輸出するときの限る。）は、当該物品がその輸入の許可の日から六月（六月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合は、政令で定めるところにより税關長の承認を受けたときは、六月を超える一年以内において税關長の承認を受けたときは、一年を超える税關長が指定する期間。次項において同じ。）以内に輸出されるもの（たばこ税法第十五条第一項（課稅済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付）の規定の適用を受けるものを除く。）である場合に限り、政令で定めたところにより、その内國消費稅額に相当する金額を還付することができる。

17 第十七条 内國消費稅を納付して輸入された課稅物品のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税關長に届け出たものであつて、その性質及び形状に変更を加えたもの（第一号又は第二号に掲げる物品にあつては、返送のため輸出するときの限る。）は、当該物品がその輸入の許可の日から六月（六月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合は、政令で定めるところにより税關長の承認を受けたときは、六月を超える一年以内において税關長の承認を受けたときは、一年を超える税關長が指定する期間。次項において同じ。）以内に輸出されるもの（たばこ税法第十五条第一項（課稅済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付）の規定の適用を受けるものを除く。）である場合に限り、政令で定めたところにより、その内國消費稅額に相当する金額を還付することができる。

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等）

18 第十八条 内國消費稅を納付して輸入された課稅物品のうち次の各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えたもの（第一号又は第二号に掲げる物品にあつては、返送のため輸出するときの限る。）は、当該物品がその輸入の許可の日から六月（六月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合は、政令で定めるところにより税關長の承認を受けたときは、六月を超える一年以内において税關長の承認を受けたときは、一年を超える税關長が指定する期間。次項において同じ。）以内に輸出されるもの（たばこ税法第十五条第一項（課稅済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付）の規定の適用を受けるものを除く。）である場合に限り、政令で定めたところにより、その内國消費稅額に相当する金額を還付することができる。

(関税法の準用)
第二十条 関税法第十二条第一項(延滞税)(同法第十三条の二(過大な払戻し等に係る関税額の徴収)の規定に係る部分に限る。)及び第十三条の二の規定は、第十五条第二項、第十六条第四項、第十六条第三項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による還付が、これを受ける者の申請に基づいて過大な額で行われた場合について、同法第十三条の三(関税の納付不足がある場合の補完的納税義務)の規定は、輸入の許可を受け、又は第九条第一項の規定による承認を受けて引き取られた課税物品につき納付された内国消費税に不足額があつた場合について、同法第十四条(更正、決定等の期間制限)及び第十四条の二第一項(徴收權の消滅時効)の規定は、保税地域からの引取りに係る課税物品に対する内国消費税につき更正、決定又は徴收をする場合について、同法第六十二条の十三(総合保税地域の貨物の管理者の連帯納稅義務)の規定は、総合保税地域の許可を受けた法人が第十条第三項(第六条の二第二項において、同項中「住所又は居所を有する者」と定めなければならない者である場合には、税關事務管

理人として定められた者を引取納税管理人として定めなければならない。この場合において、國税通則法第一百七十三条第一項の規定の適用については、同項中「住所又は居所を有する者」とは、百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金人が規定する税關事務管理人(以下この条において「税關事務管理人」という。)を定めなければならぬ者である場合には、税關事務管理人として定められた者を引取納税管理人として定めなければならない。この場合において、

4 国税通則法第一百七条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により税關長が特定引取納税管理人を指定した場合について準用する。この場合において、同条第七項中「特定納税者」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収する納税管理人(以下この条において「引取納税管理人」という。)を定めなければならない者(以下この条において「税關事務管理人」という。)を定めなければならぬ者であることは、輸入品に対する内国消費税の徴収する納税管理人(以下この条において「税關事務管理人」という。)を定めなければならない。この場合において、「輸入品に対する内国消費税の徴収する納税管理人」という。を定めなければならない者である場合には、税關事務管理人が規定する税關事務管理人(以下この条において「税關事務管理人」という。)を定めなければならない。この場合において、「輸入品に対する内国消費税の徴収する納税管理人」という。を定めなければならない者である場合には、税關事務管理人が規定する税關事務管理人(以下この条において「税關事務管理人」という。)を定めなければならない。

この懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2 前項の犯罪に係る還付金相当額の三倍が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金を科せし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

1 第七条第八項において準用する関税法第七条第五項(違法行為等の是正)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき。

2 第二十一条 税關の当該職員(以下この条及び第二十四条第四号において「当該職員」という。)は、内国消費税に関する調査について必要な範囲内で、第六条第一項又は第二項の規定に該当する消費若しくは使用をする者、同条第三項の確認を受けた者又は同条第四項の承認を受けた者に対して質問し、その消費し若しくは使用する課税物品、当該物品を原料若しくは材料として製造した製品若しくは帳簿書類その他の物に係る内国消費税に関する事項のうち引取納税管理人に処理させる必要があると認められるも

3 第十六条第十一項の規定による帳簿の記載を提出せし、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したとき。

4 第二十二条第一項の規定による当該職員の提示若しくは提出を請求する場合は、当該職員は、第一項の規定により、職務を執る場合においては、その身分を示す証明書を提出すべきことを書面で求めることができ。次項において同じくを明示して、当該求めるに係る同条第三項の指定日までに、引取納税管理人の届出をすべきことを書面で求めることができ。次項における同条第四項の国内便宜者に対し、同項の求めに併せて引取納税管理人となることを書面で求めることができる。

5 第七十二条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれを拒み、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

3 第二十二条第一項の規定による当該職員の提示若しくは提出を請求する場合は、当該職員は、第一項の規定により、職務を執る場合においては、その身分を示す証明書を提出せし、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したとき。

4 第二十二条第一項の規定による当該職員の提示若しくは提出を請求する場合は、当該職員は、第一項及び第二項に規定する当該職員の権限を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これ

5 第二十二条第一項の規定による当該職員の提示若しくは提出を請求する場合は、当該職員は、第一項及び第二項に規定する当該職員の権限を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これ

6 第四項に定めるもののほか、第二項及び前項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

2 第二十三条 偽りその他不正の行為により第十五条第二項、第十六条第四項、第十六条の三第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による内国消費税額に相当する金額の還付を受けたときは、その違反行為をした者は、十年以下

第二十一条 関税法第六十七条の十九(輸入申告の特例)の規定の適用を受けて輸入申告をする課税物品に係る内国消費税(石油石炭税法第十五第二項(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)の規定による課税標準及び税額の申告等の特例)の規定による申告書に係る石油石炭税を除く。次項において同じく)の納税地は、消費税法等の規定にかかるわらず、当該輸入申告に係る税關長の所属する税關の所在地とする。

2 保税地以外の場所から輸入される課税物品(前項の課税物品を除く。)に係る内国消費税の納税地は、当該物品に係る関税を課する税關長(関税が無税とされている当該物品については、税關が課されるものとした場合の当該税關長)の所屬する税關の所在地とする。

3 第二十二条 第二十二条税關の当該職員(以下この条及び第二十四条第四号において「当該職員」という。)は、内国消費税に関する調査について必要な範囲内で、第六条第一項又は第二項の規定に該当する消費若しくは使用をする者、同条第三項の確認を受けた者が同項の指定日までに当該税關長に対し同条第二項の規定による税關事務管理人の届出及び国税通則法第一百七条第二項の規定による引取納税管理人の届出をしなかつた場合において、関税法第九十五条第四項の求めと併せて前項の規定による引取納税管理人の求めに係るところの求めを受けた者を同条第五項の規定により同項に規定する特定税關事務管理人として指定するとときは、当該特定税關事務管理人を、内国消費税に関する特定事項を處理させる引取納税管理人(次項において「特定引取納税管理人」という。)として併せて指定することができる。

2 第二十六条 課税物品の輸入に係る内国消費税の犯則事件の調査及び処分についての規定は、税關職員を国税局長若しくは税務署長又は国税局若しくは税務署の当該職員とみなして、国税通則法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定(同法第一百五十三条(調査の管轄及び引継ぎ)及び第一百五十四条第一項(管轄)

区域外における職務の執行等) の規定を除く。) を適用する。

国税通則法第百五十三条第五項の規定は、前項の犯則事件を国税庁、国税局又は税務署の当該職員及び税関職員が発見した場合について準用する。この場合において、同条第五項中「税務署の当該職員」とあるのは「税務署の当該職員(税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は犯則物件の輸入地若しくは納税地を所轄する税関の税関職員)」と、「国税局の当該職員」とあるのは「国税局の当該職員(税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は犯則物件の輸入地若しくは納税地を所轄する税関の税関職員)」と読み替えるものとする。

附 則 抄

この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

酒税等ノ徵収ニ関スル法律(明治四十四年法律第四十五号)は、廃止する。

旧酒税等ノ徵収ニ関スル法律第二条の規定の適用を受けた運送及び同条の規定により提供された担保は、第五条第一項の規定の適用を受けた運送及び同条第二項の規定により提供された担保とみなす。

第六条第二項の規定は、この法律の施行後に關稅法第七十三条第一項の規定により引き取る内国消費税課税物品(物品税法第一条に規定する物品を除く。)について適用する。

当分の間、第二条第二号及び第十一条第三項第二号に規定する揮発油には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十八条の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

附 則 (昭和三〇年六月三〇日法律第五五八号) 抄

この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附 則 (昭和三二年五月一一日法律第九〇号) 抄

この法律は、公布の日から起算して三十日を経て、この法律は、昭和三二年五月一一日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月一四日法律第一七三号) 抄

この法律は、昭和三二年六月一四日から施行する。

1 この法律は、昭和三十二年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年三月三一日法律第四八号) 抄

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月二日法律第六七号) 抄

(施行期日)

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年一二月一九日法律第一五六号) 抄

(施行期日)

この法律は、昭和三十九年一二月一九日から施行する。

附 則 (昭和四四年三月三一日法律第七号) 抄

(施行期日)

この法律は、昭和四十四年三月三日から施行する。

附 則 (昭和四四年三月三一日法律第七号) 抄

(施行期日)

この法律は、昭和四十四年三月三日から施行する。

附 則 (昭和四〇年一二月一九日法律第一五六号) 抄

(施行期日)

この法律は、昭和三十九年一二月一九日から施行する。

附 則 (昭和四〇年一二月一九日法律第一五六号) 抄

(施行期日)

この法律は、昭和三十九年一二月一九日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三一日法律第三九号) 抄

(施行期日)

この法律は、昭和四十一年三月三日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年四月一八日法律第二五号) 抄

(施行期日等)

この法律は、昭和五三年六月一日以後に原油の採取場から移出される原油及び保税地域から引き取られる原油等に対する石油税について適用する。

附 則 (昭和五六年五月二七日法律第五五号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行し、昭和五十三年六月一日以後に原油の採取場から移出される原油及び保税地域から引き取られる原油等に対する石油税について適用する。

附 則 (昭和五六年五月二七日法律第五五号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

第七条 この法律の施行前にした行為及びにこの附則の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付及びこの附則の規定によりなおその効力を有するものとされる既定率法、旧暫定法又は旧関税法の規定に係る物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

八十七条第一項又は輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第二十三条第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年四月一三日法律第一六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条、第五条、第六条第二項、第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十三条の改正規定並びに附則第三条及び第七条から第十二条までの規定は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年八月一〇日法律第七二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年八月一四日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月二〇日法律第八〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても開税率表における物品の分類のための品目表に関する条約(次項において「品目表条約」という。)の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月二〇日法律第八二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても開税率表における物品の分類のための品目表に関する条約(次項において「品目表条約」という。)の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月二〇日法律第八四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても開税率表における物品の分類のための品目表に関する条約(次項において「品目表条約」という。)の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月二〇日法律第八六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月三一日法律第四三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月三一日法律第四六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年一二月三〇日法律第一〇八号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

元年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

附 則 (昭和六三年一二月三〇日法律第一〇九号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (昭和六四年四月一日法律第一一〇号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、当該各号に定めた略前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (昭和六四年四月一日法律第一一一号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六四年四月一日法律第一一二号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和六四年四月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和六四年四月一日法律第一一四号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和六四年四月一日法律第一一五号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和六四年四月一日法律第一一六号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和六四年四月一日法律第一一七号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる砂糖消費税、物品税若しくはトランプ類税又は同項に規定する物品に対するこれらの課税の還付に係る同条の規定の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年三月三一日法律第一七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第一八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三年五月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第二〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三年五月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第二一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三年五月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三年五月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第二三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三年五月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第二四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三年五月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第二五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三年五月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。

は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる砂糖消費税、物品税若しくはトランプ類税又は同項に規定する物品に対するこれらの課税の還付に係る同条の規定の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年三月三一日法律第一七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年三月三日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成四年三月三日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第二七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成四年三月三日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第二八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成四年三月三日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第二九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成四年三月三日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成四年三月三日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第三一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成四年三月三日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第三二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成四年三月三日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第三三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成四年三月三日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(納税環境の整備に向けた検討)

第一百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

附 則 (平成二四年五月八日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定(郵政民営化法目次中「／第六章 郵便事業株式会社／第一節 設立等(第七十条／第七十二条)／第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例(第七十三条／第七十四条)／第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第七十五条／第七十八条)／第七章 郵便局株式会社／」を「／第六章 削除／第七章 日本郵便株式会社／」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号亦の改正規定、同法第一百十条の次に一項を加える改正規定、同法第百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号に改める改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号に改める改正規定、同法第一百三十八条の次に一項を加える改正規定、同法附則第二条第二号の改正規定(第一百七十六条の五に係る部分に限る。)、同法第一百八十一条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定(第二号に係る部分に限る。)並びに同法附則第二条第二号の改正規定(第一号に係る部分に限る。)の規定、次条の規定を除く。)並びに同法附則第二条第二号の改正規定(第六条第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条の規定、同法第一百八十二条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定(第五条の規定を除く。)並びに同法附則第二条第二号の改正規定(第一号に係る部分に限る。)の規定、次条の規定を除く。)並びに同法附則第三十八条の規定(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七

十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。)、附則第四十条から第四十四条まで

の規定、附則第四十五条中総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 課税物品を内容とする郵便物であつてこの法律の施行前に名宛人が受け取つてないもの(以下この条において「受領前郵便物」という。)について附則第十三条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「旧法」といいう。)第七条第一項の規定により税関長が郵便事業株式会社を経て発した通知は、当該税関長が当該受領前郵便物について附則第十三条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第七条第一項の規定により日本郵便株式会社を経て発した通知とみなす。

この法律の施行前に名宛人が受け取つてないもの(以下この条において「受領前郵便物」という。)について附則第十三条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「旧法」といいう。)第七条第一項の規定により日本郵便株式会社を経て発した通知とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行前にした行為及びこの附則の規定による改正規定、同法第三十四条の五の改正規定及び同法第七十四条の二の改正規定を除く。)並びに附則第五十四条、第

四条の三の改正規定、同法第三十四条の五の改正規定及び同法第七十四条の二の改正規定を除く。)並びに附則第五十四条、第

四条の三の改正規定、同法第三十四条の五の改正規定及び同法第七十四条の二の改正規定を除く。)並びに附則第五十四条、第

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年三月三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日法律第九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年三月三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から三まで略

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年三月三日から三まで略

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年三月三日から三まで略

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二八年三月三日から三まで略

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イ からハまで 略

